

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則第2条第4項第6号の規定による特定農村地域の廃止……………（農業経営課）	58
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	58
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業施設管理課）	58
○土地改良区が行う土地改良事業の廃止の認可申請の適否の決定…（農業施設管理課）	58
○土地改良区の解散……………（農業施設管理課）	58
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	58
○津波災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	59
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（出納局総務課）	59

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	59
------------------------	----

告 示

北海道告示第446号

平成3年北海道告示第291号（北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則第2条第4項第6号の規定による特定農村地域）は、廃止する。

令和5年9月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年9月13日、浦臼土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年9月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の

規定により、下川土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和5年9月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和5年9月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、音更町土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の廃止の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、令和5年9月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和5年9月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第450号

音更町土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項の規定により解散した。

令和5年9月22日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第451号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和5年9月22日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 釧路市阿寒町旭町三丁目31の5地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第452号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和5年9月22日

北海道知事 鈴木直道

- 1 津波災害警戒区域の表示
- (1) 市町村 網走市
- (2) 大字等 港町、字駒場、大曲1丁目、大曲2丁目、新町1丁目、新町2丁目、海岸町、字明治、字二ツ岩、字美岬、字三眺、緑町、字二見ヶ岡、字嘉多山、字卯原内、字平和、字能取、字呼人、字藻琴、字北浜、字実豊、字鱒浦、鱒浦2丁目、字音根内、字浦士別、北1条東1丁目、北1条東2丁目、北1条西1丁目、北1条西2丁目、北1条西4丁目、北1条西5丁目、北2条東2丁目、北2条西1丁目、北2条西2丁目、北2条西3丁目、北2条西4丁目、北2条西5丁目、北2条西6丁目、北2条西7丁目、北3条東2丁目、北3条西3丁目、北3条西4丁目、北3条西5丁目、北3条西6丁目、北3条西7丁目、北3条西8丁目、北4条東2丁目、北4条西3丁目、北4条西4丁目、北4条西5丁目、北4条西6丁目、北4条西7丁目、北5条東2丁目、北5条西5丁目、北5条西6丁目、北5条西7丁目、北6条東2丁目、北7条東1丁目、北8条東1丁目、北9条東1丁目、北10条東1丁目、北11条東1丁目、北12条東1丁目、南1条東1丁目、南1条東2丁目、南1条西1丁目、南1条西2丁目、南2条東1丁目、南2条東2丁目、南2条東3丁目、南2条西2丁目、南2条西3丁目、南2条西4丁目、南2条西5丁目、南3条東1丁目、南3条東2丁目、南3条東3丁目、南3条東4丁目、南3条東5丁目、南3条東6丁目、南4条東3丁目、南4条東4丁目、南4条東5丁目

- 目、南4条東6丁目、南4条東7丁目、南5条東4丁目、南5条東5丁目、南5条東6丁目、南5条東7丁目、南6条東7丁目、南7条東7丁目（次の図のとおり）
- 2 基準水位 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第453号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年9月22日

北海道知事 鈴木直道

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
- 財務会計トータルシステム業務処理委託
- 2 随意契約の相手方を決定した日
- 令和5年9月7日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- (2) 住 所 札幌市北区北10条西3丁目9-2
- 4 随意契約に係る契約金額
- 1,386,000,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- 6 随意契約によった理由
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第327号）第11条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道出納局総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年9月22日

北海道教育庁オホーツク教育局長 桑原知己

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) A重油その1（網走地区）（1リットル当たりの単価）	97,499リットル
(2) A重油その2（美幌地区）（1リットル当たりの単価）	68,145リットル
(3) A重油その3（斜里地区）（1リットル当たりの単価）	54,332リットル
(4) A重油その4（北見地区①）（1リットル当たりの単価）	56,500リットル
(5) A重油その5（北見地区②）（1リットル当たりの単価）	54,666リットル
(6) A重油その6（北見地区③）（1リットル当たりの単価）	98,966リットル
(7) A重油その7（北見地区④）（1リットル当たりの単価）	59,133リットル
(8) A重油その8（訓子府地区）（1リットル当たりの単価）	85,588リットル
(9) A重油その9（紋別地区）（1リットル当たりの単価）	56,500リットル
(10) A重油その10（興部地区）（1リットル当たりの単価）	49,999リットル
(11) A重油その11（遠軽地区）（1リットル当たりの単価）	100,000リットル
(12) A重油その12（佐呂間地区）（1リットル当たりの単価）	44,999リットル

2 落札を決定した日

- (1) 1の(1)から(3)まで及び(9)から(12)まで
令和5年8月29日
- (2) 1の(4)から(8)まで
令和5年8月28日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(5)
ア 氏 名 網走交通株式会社
イ 住 所 網走市新町2丁目3番1号
- (2) 1の(2)
ア 氏 名 株式会社宮崎商店
イ 住 所 網走郡美幌町字新町2丁目53番地
- (3) 1の(3)及び(4)
ア 氏 名 株式会社リョーユウ石油
イ 住 所 北見市東三輪3丁目18番地
- (4) 1の(6)
ア 氏 名 株式会社三ッ輪商会
イ 住 所 釧路市鳥取南5丁目12番5号
- (5) 1の(7)、(9)及び(10)
ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号
- (6) 1の(8)

- ア 氏 名 久島工業株式会社
イ 住 所 常呂郡訓子府町東町88番地
- (7) 1の(11)
ア 氏 名 有限会社遠軽アポロ石油商会
イ 住 所 紋別郡遠軽町大通北1丁目1番地8
- (8) 1の(12)
ア 氏 名 有限会社リョーセキ
イ 住 所 北見市常呂町字常呂325

4 落札金額

- (1) 106円90銭
(2) 106円00銭
(3) 107円00銭
(4) 106円70銭
(5) 105円20銭
(6) 105円00銭
(7) 107円17銭
(8) 105円00銭
(9) 109円47銭
(10) 110円57銭
(11) 105円00銭
(12) 105円50銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年8月1日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第33号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室契約支援係
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目